

第36回総会 令和5年5月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、5月の業務報告をいたします。

---

報告、業務報告

---

局長 今回は、農地改良届出が1件提出されていますので報告します。

土地の所在：大字穂北字〇〇番1外1筆、地目：台帳・田、現況・畑、面積2,337㎡、所有者及び申請者：大字穂北〇〇番地イの〇〇、改良の理由は、給水停止となった水田を約80～100cm嵩上し畑として利用するためとなっています。

現地確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

5番 1番を報告します。申し出人は穂北〇〇集落の〇〇さんです。土地改良区が受益地を整理した際、申請地が受益地外となったため、約80～100cm嵩上し、畑として利用するための農地改良です。

局長 また、相続届出1件、使用貸借合意解約8件、賃貸借合意解約17件が提出されていますので併せてご報告いたします。尚、議事の1～2ページの議案第204号農地法第5条の許可申請の承認についての内、2番につきまして5月25日に申請代理人より取り下げ書の提出があり、これを受理しましたのでご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和5年度第36回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

会長 本日は、農業委員14名 推進委員16名、合計30名の出席であります。本日の議案件数であります、7件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。12番 〇〇委員、21番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 204 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 204 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1～2 ページのうち申請件数は 2 番を除く 3 件であります。

1 番を説明します。受人：新町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 3、登記・現況ともに畑、面積 284 m<sup>2</sup>、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借、主な内容は、一般個人住宅の建築であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 今回は、19 番 〇〇委員と私（5 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、5 月 19 日午前 8 時 40 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、鎌田局長、清係長同行のもと、農地法第 5 条 4 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、8 番 〇〇委員、7 番 〇〇委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

19 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から北に約 400 行ったところの農地です。詳細については配付済みの地図を参照してください。申請人、〇〇さんが〇〇さんから使用貸借により借り受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は畑、南側は住宅、北側は畑となっています。雨水は、敷地内の集水枡から東側の市道側溝に流します。生活排水は下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等の同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 3 番の説明をお願いします。

局 長 3 番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字  
〇〇番 3 外 1 筆、登記・現況ともに畑 1 筆、登記：原野・現況：畑 1 筆、面積 1,969  
m<sup>2</sup>、申請事由：資材置場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、建  
築用資材置場の建設であります。

議 長 3 番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 3 番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落で、〇〇から東に約 700m 行ったと  
ころの農地です。詳細については配付済みの地図を参照してください。申請人、〇〇  
が〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、建築用資材置場を造成するために申  
請されたものです。周囲は、東側は工場、西側は畑、南側は市道、北側は畑となっ  
ています。雨水は、敷地に勾配をつけ、東側に設置する溝から南側の市道側溝に流しま  
す。転用に伴う土砂の周辺への流等については、周囲に法面を作り土砂の流出を防ぎ  
ます。転用する土地の周辺関係者等の同意を得ているとのこと。この申請地は、  
農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断  
しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買金額は〇〇円となります。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：加勢の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番1他14筆、登記：畑・現況：宅地12筆、登記現況ともに畑3筆、面積12,755㎡、申請事由：農業用施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、〇〇の建設であります。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 4番を説明します。申請地は、都於郡の〇〇集落で、〇〇公民館から南東に約800m行ったところの農地です。申請人、〇〇が〇〇さんより、売買により所有権の移転を受け、〇〇を建設するために申請されたものです。申請地には〇〇に建設された〇〇がありますが、転用許可を受けていないことが農地を譲渡することとなってから判明したもので、始末書が添付されています。東側は畑、西側は市道、南側は畑、北側は畑となっています。雨水は、浸透枡を設置して可能な限り農場内に浸透させますと言われました。しかし、100 mm程度の雨が降った場合には、経験上、農場が冠水すると思います。結局どこかに流れていくのではないかということで、私はこの件につきましては納得はしていません。転用する土地の周辺関係者等の同意を得ているとのことです。この申請地は、農地のつながりが10ha以上の第1種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本市申請の土地代は〇〇円です。鶏舎建設の事業費ですが、補助率 1/2 の国庫事業を活用し、残りは〇〇の融資で対応します。排水につきましては、〇〇は、〇〇周囲に排水溝を設け、敷地内の浸透池に流入させます。そこから南側道路を隔てた横断暗渠に放流します。隣接する農地への流入を防ぐため、境界には土塁を設置したいとの計画です。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 既存の〇〇を取り壊して建設するより、何も無いところに建設するほうが費用もかからないと思いますが、今回のような所のほうが法的に有利というのがあるのでしょうか。

事務局 一般的には、既に〇〇が建っているところのほうが、必要な許可等も済んでいたりと、地元の同意もとりやすいのですが、今回の場合は違反転用であったため、既設の〇〇を取り壊し、拡張して建設する部分も含め新たな転用許可が必要ですので、手間どっている状況です。

26 番 申請人の〇〇は私の地元である〇〇に農場が 1 つあり、〇〇にも 1 つありますが、周囲に迷惑をかけるような状況は見られないため、良い農家ではないかと判断しています。

13 番 申請地は農地のど真ん中であるので許可が出にくいのではないですか。

事務局 〇〇の農地は白地ではありますが、拡張部分は青地であるため、用途区分変更を行っております。

15 番 先ほど〇〇委員より排水対策に心配があるということでしたが、それで周囲に迷惑がかかるようでしたらいけませんので、説明が出来ればお願いします。

事務局 雨水につきましては、深さ 2m の浸透枡を 10 カ所設置するとともに、〇〇に降ってきた雨は〇〇のすぐ下の所に排水溝を作り、深さ 1m 程度の浸透池に一旦貯めて横断

暗渠により流します。しかし、これだけでは不十分ということであれば、農業委員会としての意見として申請人に伝えたいと思います。

31 番 既設の〇〇に問題があったということはなかったのですか。

24 番 公民館での説明会に参加したのですか、これまで苦情が挙がってきていたということはなかったとのことですか。

5 番 今までの〇〇は〇〇で今度は〇〇になるということで、相当屋根の面積が大きくなり、流量の想像がつきません。

事務局 周囲に雨水が流出しないよう、土塁の高さを考慮するなどの排水対策を十分に行うことを附帯意見として審議したとしたいと思います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 205 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 205 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4 ページの通り、申請件数は 2 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告い

たします。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番外 2 筆、登記・現況ともに田、面積 4,402 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番について説明します。本件は親子間の贈与の案件であります。申請地は〇〇方面より〇〇公民館へ向かう市道沿いで、〇〇公民館より 400m程手前にある農地です。渡人は西都の〇〇の先駆者的な存在です。娘さんへの経営移譲に伴う贈与です。農機具等も全てそろっており問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 1,662 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 申請地は三納〇〇公民館を北へ 200m程進み、左側の山林を 300m程登ったところにある農地です。受人に以前も同じような案件がありましたが、〇〇を植えられ、きれいに管理されておりますので問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は2筆で〇〇万円です。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第206号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第206号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による承認につきまして説明します。まず、議案書5ページの所有権移転分2件を説明させていただきます。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積555㎡です。

2 番 受人：三宅の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積5,814㎡です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしていま



す。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年6月5日を予定しております。

議 長 それでは、1番から2番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、議案書6～7ページの賃借権設定分4件を申請番号順に説明させていただきます。

1番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1外2筆、登記・現況ともに田、面積2,595㎡、令和5年6月から5年間の使用貸借権の再設定です。

2番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1外1筆、登記・現況ともに田、面積891㎡、令和5年6月から5年間の使用貸借権の再設定です。

3番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積357㎡、令和5年6月から5年間の使用貸借権の再設定です。

4番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積1,050㎡、令和5年6月から10年間の使用貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年6月5日を予定しております。

議長 説明がありました1番から3番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第207号農用地利用集積等促進計画の承認について（出し手・機構間契約）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第207号農用地利用集積等促進計画の承認について（出し手・機構間契約）については、議案書8から11ページのとおり11件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積1,009㎡、令和5年7月から10年間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合

しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、次の議案第 208 号と併せ県が一括して行うこととなっております。

議長 それでは、1 番から 11 番までの案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 208 号農用地利用集積等促進計画の承認について（機構・受け手間契約）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 208 号農用地利用集積等促進計画の承認について（機構・受け手契約）については、議案書 12 から 27 ページのとおり 30 件であります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：平郡の〇〇、渡人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、申請地：大字平郡字〇〇番外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 7,606 m<sup>2</sup>、令和 5 年 7 月から 5 年 5 ヶ月間の賃貸借権の設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満

たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、前の議案第 207 号と併せ県が一括して行うこととなっております。

議長 代表 1 番の説明がありました。申請番号 2 番は、〇〇委員が受人となる案件でありますので、2 番を除く 29 件の議案について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 それでは、申請番号 2 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 209 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 209 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書 28 ページの通り 2 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番外 1 筆、地目：台帳・田、現況・原野、面積 591 m<sup>2</sup>、所有者：大字鹿野田〇〇番地 4 の〇〇、非農地判断は、事由 5 となっています。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

8 番 1 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図を参照してください。今回の申請は申請人の〇〇さんが所有している農地であります。4 年前の台風で農地が崩れ、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に番号 2 の説明をお願いします。

局長 番号 2、土地の所在：大字下三財字〇〇番 1、地目：台帳・田、現況・原野、面積 108 m<sup>2</sup>、所有者：宮崎市〇〇番地の〇〇、非農地判断は、事由 4 となっています。

議長 番号 2 について地元委員の説明を求めます。

7 番 2 番について説明します。申請地は下三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については配布済みの地図をご参照ください。今回の申請は申請人の〇〇さんが所有している農地であります。10 年以上耕作されておらず、また周囲を墓地や用水路で囲まれており、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 210 号令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 210 号令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、担当者より説明をお願いします。

事務局 事務局説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

12 番 \_\_\_\_\_

21 番 \_\_\_\_\_